

令和 6 年 4 月 26 日

松山市議会議長

渡部 克彦 様

議員名

白石 勇二 印

令和 5 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 5 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和5年度政務活動費収支報告書

議 員

白石 勇二

1. 収 入

政務活動費 1,224,000 円

利 息 0 円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	42,800	視察旅費(那覇市、沖縄市)
研 修 費	10,200	愛媛拉致議連、愛媛平成市議の会、観光議連 会費
広 報 費	0	
広 聴 費	155,106	携帯電話使用料、Wi-Fiルーター使用料、駐車 場代、ガソリン代
要請・陳情活動費	163,617	要望、陳情に係る旅費(厚生労働省ほか)
会 議 費	1,980	活動報告会会場使用料
資料作成費	32,780	タブレット端末購入費
資料購入費	49,100	新聞代
人 件 費	360,000	給与
事務所費	105,205	電話代、電気代
合 計	920,788	

3. 残 額 303,212 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
調査研究費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
2023.10.21	沖縄県那覇市、沖縄市視察	42,800 円		1
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		42,800 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和5年10月21日	整理番号	1
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
用 務	沖縄県那覇市、沖縄市視察 (令和5年10月20日～21日)		
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	円	%
	宿 泊 費	円	%
	パ ッ ク 代 金	41,000 円	100 %
	そ の 他	1,800 円	100 %
	合 計	42,800 円	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和5年11月21日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日(政務活動による旅行完了日)を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日(領収書日付)を記入してください。

6603YUAGSQ33CN4Y03Y

RS-1264-20231121-0005-2331001

領収証

近畿日本ツーリスト

2023年11月21日

下記金額正に領収いたしました。

白石 勇二 様

金額 ￥41,000-

但し 10/20-21 沖縄視察旅費 (往復航空券・宿泊代)

近畿日本ツーリスト株式会社

四国支店 (高松)

支店長 出宮 孝典

〒760-0023 香川県高松市寿町

1-3-2 日進高松ビル4F

TEL 087-851-3331

承継者

発行者

※注意: 金額の訂正したものは、利用可能なものは無効とします。千円単位で金額の訂正は、通貨記号の表示をいたして行います。

※おまけ用紙>

一般財団法人 空港振興・環境整備支援機構

松山空港駐車場

出口2 Tel 089-971-5439

登録番号 T1011105005394

TEL 089-971-5439

領収証

精算機 #03 P 精算No.000065

発券機 #12 発券No.006892

入庫時刻 2023年10月20日(金) 08:54

出庫時刻 2023年10月21日(土) 14:47

駐車時間 1日 5:53

駐車料金 A料金 1,800円

=====

合 計 1,800円

(内税10%対象額 1,800円)

現金領収額 1,800円

お預り 10,000円

お釣り 8,200円

またのご利用をお待ちしております。

一般財団法人 空港振興・環境整備支援機構

松山空港駐車場

出口2 Tel 089-971-5439

登録番号 T1011105005394

TEL 089-971-5439

領収証

精算機 #03 P 精算No.000065

発券機 #12 発券No.006892

入庫時刻 2023年10月20日(金) 08:54

出庫時刻 2023年10月21日(土) 14:47

駐車時間 1日 5:53

駐車料金 A料金 1,800円

=====

合 計 1,800円

(内税10%対象額 1,800円)

現金領収額 1,800円

お預り 10,000円

お釣り 8,200円

またのご利用をお待ちしております。

(様式7)

県 外 活 動
調 査 研 究 視 察

報 告 書

議員名 白石 勇二



整理番号	1
日 程	2023 年 10 月 20 日 (金) ～ 2023 年 10 月 21 日 (土)
目 的	那覇市役所本庁舎・議場視察、沖縄市 P F I 事業
訪問先	那覇市・沖縄市
概 要 所 見	松山市では老朽化にともない別館、第 3 別館、第 4 別館、公営企業局を集約して新庁舎建設が計画されていますが、議場も含まれている為、先進的事例の那覇市役所と議場を見学しました。 那覇市役所は地上 12 階、地下 2 階で議場は 4 階と 5 階に位置していて議場は円形配置になっていて那覇市紋章をイメージしているとのことで、親子傍聴席、大型モニター、バリアフリー化等が設置されている。 また、総合防災訓練の実施にあたっては、議場を災害対策本部として訓練を行うなど多方面での利用が可能となっている。 市民にも身近に感じられる議場にするには多様性のある議場であることが必要とされる。 沖縄市が 2023 年 8 月より宿泊施設を中心として公園施設となる駐車場や緑地管理を行う沖縄市コザ運動公園 Park-PFI 事業運営を開始したのをうけ PFI 事業のひとつ「レフ沖縄アリーナ by ベッセルホテルズ」の建設計画から開業までの説明をうける。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管 (各自 5 年保管)

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
研修費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
2024.3.31	北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会(愛媛拉致議連)	1,200 円		2
2024.3.31	愛媛平成市議の会	3,000 円		3
2023.9.30	松山市議会観光振興議員連盟会費(上半期)	3,000 円		4
2024.3.31	松山市議会観光振興議員連盟会費(下半期)	3,000 円		5
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		10,200 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 31 日	整理番号	2
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 広聴費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会 (愛媛拉致議連)		
金 額	1,200 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 9 月 12 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

金 1, 200 円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和5年9月12日

松山市議会議員

白石 勇二 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会 (愛媛拉致議連)
会 長 三 宅 浩 正

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する 地方議員連絡会 規約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員の選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 31 日	整理番号	3
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 広聴費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛平成市議の会		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 7 月 7 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収書 白石 勇二 様 ★ ¥3,000- 但し、愛媛平成市議の会 令和5年度会員年会費として 2023年7月7日 上記の金額、正に領収致しました。 愛媛平成市議の会 会長 大野立志 松山市南吉田町1154-19 事務局			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

愛媛平成市議の会規約

第1条(名称)

この会は「愛媛平成市議の会」と称する。

第2条(目的)

この会は、愛媛県内の市議会議員有志のネットワークづくり、情報交換、交流の場とし、会員の知識・教養を高め、ふるさと発展のため貢献することを目的とする。

第3条(会員)

この会は、その趣旨に賛同する愛媛県内の市議会議員有志をもって組織する。

- ①平成になってからの選挙で選出された市議会議員
- ②新規加入については、各市会員の推薦が必要
- ③退会者は各市の常任幹事を経て会長に届けること

第4条(役員)

この会に次の役員を置く。

会長1名・副会長若干名・常任幹事若干名・事務局長1名・会計1名・監査2名
なお本会には顧問を置くことができる。

役員の任期は1年とする。再任は妨げない。

第5条(事業)

この会は第2条における目的を達成するため必要な事業を行う。

第6条(会議)

会議は総会および役員会とし、必要に応じ会長がこれを召集し、主催するものとする。

第7条(会費)

この会の経費は、会費をもってこれに充てる。

会費は、入会費2,000円、年会費3,000円とする。

年度途中入会の場合、9月以降の入会は、年会費は1,500円とする。

第8条(会計)

会計年度は、4月1日～3月31日とする。

第9条(事務局)

この会の事務局は事務局長在住地とする。

第10条

その他この会の運営に関して必要な事項は役員会で定める。

平成17年11月7日一部改正

平成30年5月10日一部改正

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 9 月 30 日	整理番号	4
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	観光振興議員連盟会費 (上半期)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 5 月 15 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和 5 年 5 月 15 日

白 石 勇 二 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000 円 也

但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 渡部 克彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 31 日	整理番号	5
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	観光振興議員連盟会費 (下半期)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 12 月 5 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書	
令和5年 12 月 5 日	
白 石 勇 二 様	
下記の金額を領収いたしました。	
金額 3,000 円 也	
但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として	
松山市議会観光振興議員連盟 会 長 渡部 克彦	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年 4月 7日

改正 平成30年 6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。